

入札心得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又はこの入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額に100分の10を加えた総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を、納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を院長に提出して確認を得たとき。

(2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めたととき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

3 郵送による入札は、受け付けない。

4 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を院長に提出して確認を受けなければならない。

5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第3条の3 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第3条の4 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査（以下「経審」という。）結果の通知を受けていなければならない。

2 前項の経審結果の通知（「総合評定値通知書」又は「経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書」）を受けていないときは、入札に参加できない。

（工事費内訳書の提出）

第3条の5 入札参加者は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければならない。

ただし、工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除くが、落札者は、入札価格に相当する工事費内訳書を作成し契約前に院長に提出し確認を受けなければならない。

3 工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

4 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

5 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計（契約）変更の対象とはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、院長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書全て

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第6条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

（落札者及び落札価格の決定）

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ

があつて著しく不適當であると認められるとき。

(3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるとき。

(4) 低入札価格調査制度に係る失格基準価格を適用する入札の場合に、入札価格が失格基準を下回る価格であるとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、院長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない当院の職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（入札回数の制限）

第8条 入札回数は2回とし、入札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の随意契約による見積回数は、2回を限度とするものとする。

（入札保証金の処理）

第9条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

2 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付する。

3 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。また、入札保証金の全部または一部の納付を免除した場合においては、第2条第1項で算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収する。

4 入札保証金には利子を付さないものとする。

（契約保証金の納付）

第10条 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を契約しなければ保険契約の締結ができない場合は、保険契約締結後、直ちにその保険証券を院長に寄託しなければならない。

(1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約人が金融機関等とこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。

2 前項の契約保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとする。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 契約保証金の納付方法は、第2条第4項及び第5項の定めを準用する。

5 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。

6 落札者が納付した契約保証金等は、その契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還

する事由が生じたときは、これを還付する。

7 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

8 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、院長は、保証金額の増額を要求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

9 契約保証金には利子を付さないものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を院長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと院長が認めたときは、この限りでない。

3 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事開始日)

第12条 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。

(工事等の着手)

第13条 契約者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日(工期の初日)から準備期間内に、工事に着手(工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう。)、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。)しなければならない。

なお、準備期間は特記仕様書又は現場説明事項に定められた期間(定めがない場合は30日)とする。

(技術者の配置等)

第14条 契約人は、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事を下請契約を締結して施工するときは、その下請けの状況を文書で院長に報告しなければならない。

(入札者に事前に確認を求める事項)

第15条 この入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を令和7年2月10日(月)午後5時までに院長あて提出しなければならない。

(1) 一般競争入札参加申請書(様式1)

(2) 本工事に係る令和7年2月4日付け公告4に掲げる資格を有することを証する書類及び経営事項審査結果通知書

(3) 配置予定管理技術者の資格及び技術者の雇用関係を証する書類の写し

(別表) 入札保証金又は契約保証金に代わる担保

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	<u>金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証</u>	金融機関又は <u>左欄の保証事業会社が保証する金額</u>

※下線の部分は契約保証金のみ適用する